



第18回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善山形県協議会資料

令和7年2月27日

厚生労働省 山形労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- ・時間外労働の上限規制等
- ・発着荷主等に対する要請の取組
- ・広報事業、助成金、支援事業
- ・来年度の時間外労働の上限規制等の周知



時間外労働の上限規制等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

自動車運転者の時間外労働の上限規制

R 6年3月31日まで

上限なし ※大臣告示（限度基準告示）の適用なし



R 6年4月1日以降

※ 改正された「改善基準告示」も2024年4月から適用されている

自動車運転者の時間外労働の上限規制

法律による上限

特別条項（例外）

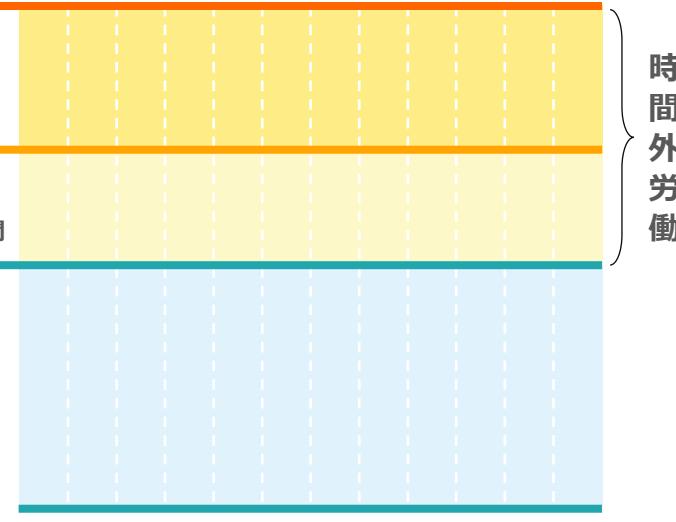
年960時間

法律による上限

限度時間（原則） ✓月45時間
✓年360時間

法定労働時間

✓1週40時間
✓1日8時間



(参考) 一般の業種の時間外労働の上限規制

(原則)

法律による上限
✓月45時間
✓年360時間

(例外)

法律による上限
(年6か月まで)
✓年720時間
✓複数月平均80時間 *
✓月100時間未満 *

* 休日労働を含む

特別条項

限度時間

法定労働時間

1年間 (12か月)

トラックドライバーに適用される「改善基準告示」の主な内容

	2024年3月31日まで	2024年4月1日以降
1年の拘束時間	3,516時間以内	原則: 3,300時間以内 例外 (※1): 3,400時間以内
1か月の拘束時間	293時間以内 労使協定により、年6か月まで 320時間まで延長可	原則: 284時間以内 例外 (※1): 310時間以内 (年6か月まで)
1日の休息期間	継続 8時間以上	原則: 継続 11時間 とえるよう努めることを基本とし、 9時間 を下回らない 例外: 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 (※2)、継続8時間以上 (週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間 を与える
運転時間	2日平均1日当たり 9時間以内 2週平均1週当たり 44時間以内	2日平均1日当たり 9時間以内 2週平均1週当たり 44時間以内
連続運転時間	4時間以内 運転の中断は、 1回連続10分以上、 合計30分以上	4時間以内 運転の中止時には、原則として休憩を与える (1回おおむね連続10分以上、合計30分以上) 例外: SA・PA等に駐車できることにより、やむを得ず 4時間 を超える場合、 4時間30分 まで延長可

※1 労使協定により延長可 (①②を満たす必要あり)

① 284時間超は連続3か月まで。

② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。

※2 1週間ににおける運行がすべて長距離貨物運送 (一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送) で、一の運行における休息時間が住所地以外の場所におけるものである場合

他にも特例等について定めあり。
詳細はパンフレットを参照。



発着荷主等に対する要請の取組

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

発着荷主等に対する要請の取組

- 令和4年12月23日の改善基準告示の改正に伴い、都道府県労働局に「荷主特別対策チーム」を編成し、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する取組を開始した。

1. 荷主特別対策チームの概要

1. トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで編成

「荷主特別対策チーム」は、都道府県労働局に新たに任命する荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する都道府県労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成。

2. 労働基準監督署が発着荷主等に対して要請

労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力することなどを要請。

3. 都道府県労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけ

都道府県労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを実施。

4. 長時間の荷待ちに関する情報を収集

厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」（※）を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を実施。

※URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/nimachi.html



2. 発着荷主等による長時間の荷待ちに対する取組

「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」に寄せられた情報の件数	9件
発着荷主等に対する要請を実施した事業場数	233事業場

(令和4年12月～令和7年1月)

労働基準監督署による荷主への要請（トラック）

- 賃金水準の向上に向けて、賃金の原資となる適正な運賃を支払うことを周知している（「標準的運賃」の周知）。
- 令和6年3月22日に改正された「標準的運賃」及び「標準運送約款」が告示され、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化された。
- 令和6年5月15日にいわゆる物流法が改正され、荷待ち時間等の削減に新たな努力義務が課されることを周知している。

発着荷主等に対する要請時に配布するリーフレット 「STOP！ 長時間の荷待ち」



This image shows the content pages of the pamphlet. The first page has a heading "発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い" and a sub-section "長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします". It includes a QR code and a note about the introduction of a payment system for delivery drivers. The second page has a heading "改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう" and a QR code. The third page has a heading "「標準的運賃」についても周知" and a QR code. The fourth page has a heading "「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします" and a QR code.

This image shows a pamphlet titled "「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします". It includes a QR code and a note about the introduction of a payment system for delivery drivers. The second page has a heading "改正物流法についてご理解いただき、ご協力ください" and a QR code. The third page has a heading "お問い合わせ" and a QR code. The fourth page has a heading "令和6年9月～「改正物流法」についても周知" and a QR code. The fifth page is a table of telephone numbers for various prefectures: 岩手 019-604-3006, 宮城 022-299-8838, 秋田 018-862-6682, 山形 023-624-8222, 福島 024-536-4602, 茨城 029-224-6214, 桜木 028-634-9115, 群馬 027-896-4735, 埼玉 048-600-6204, 千葉 043-221-2304, 東京 03-3512-1612, 神奈川 045-211-7351, 新潟 025-288-3503, 富山 076-432-2730, 静岡 050-225-2853, 長野 026-223-0553, 岐阜 058-245-8102, 静岡 054-254-6352, 爽媛 052-972-0253, 三重 059-226-2106, 滋賀 077-522-6649, 京都 075-241-3214, 大阪 06-6949-6490, 兵庫 078-367-9151, 奈良 0742-32-0204, 和歌山 073-488-1150, 鳥取 0857-29-1703, 山口 083-995-0370, 徳島 088-652-9163, 香川 087-811-8918, 愛媛 089-935-5203, 高知 092-411-4862, 福岡 092-32-3216, 佐賀 0952-32-3169, 長崎 095-801-0030, 熊本 096-355-3181, 大分 097-536-3212, 宮崎 0985-38-8834, 鹿児島 099-223-8277, 沖縄 098-868-4303. The last page contains the text "(2024.9)".

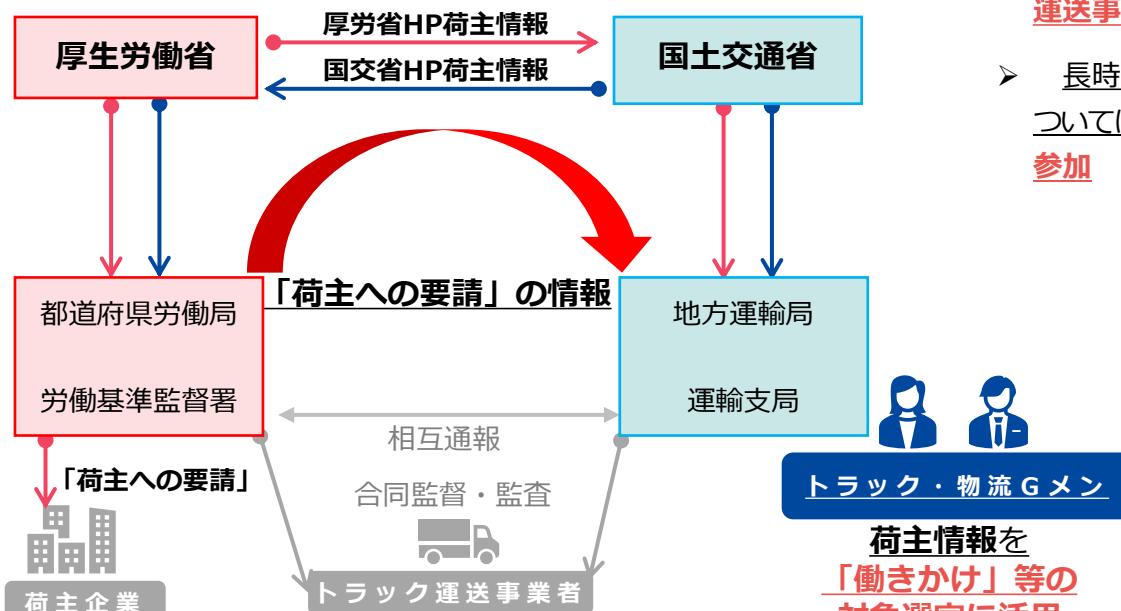
「トラック・物流Gメン」（国土交通省）との連携

- 令和4年12月から国土交通省と以下のように連携（下線部は令和5年10月から拡充）。

※令和6年11月1日付で「トラック・物流Gメン」に改組

①荷主情報提供の運用

- 厚生労働省のHPに寄せられた荷主情報を国土交通省へ提供
- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、「荷主への要請」を実施した荷主の情報を、広く国土交通省に提供し、「トラック・物流Gメン」による「働きかけ」等の対象選定に活用

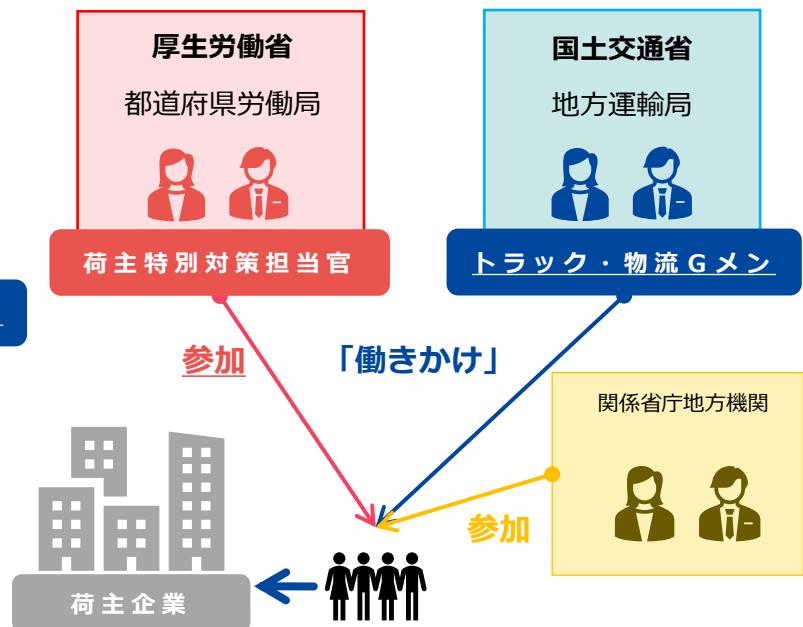


③「標準的な運賃」の周知

- 労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、トラック法に基づく「標準的な運賃」も周知

② トラック法に基づく「働きかけ」の連携

- 国土交通省に対し、貨物自動車運送事業法（トラック法）等の運行管理に関する規定に違反の疑いがあると認められるトラック運送事業者について通報
- 国土交通省のトラック・物流Gメン+関係省庁が連携して、トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」
- 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる事案については、都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加



周知広報、助成金、支援事業

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

国民向け周知広報について（令和5年6月28日～）

- 自動車運転者、建設の事業等で、時間外労働の上限規制が遵守されるようにするためには、取引慣行上の課題などを改善していくことが必要。
- このためには、国民の理解や社会的な機運の醸成が不可欠となることから、令和5年6月以降、国民向けの広報を順次実施している。

【イメージキャラクター】小芝風花さん（俳優）



国民向け広報内容（PRイベントの開催、動画、ポスターの作成など）

- 自動車運転者・建設の事業で働く方について、荷主や発注者等の都合で長時間労働になるケースがあること。
- 自動車運転者・建設の事業での働き方を変えていくために、荷主、発注者、そして国民にもできることのご協力をいただきたいこと。
(例：再配達の削減など)



PRイベント（令和5年6月28日開催）

加藤厚生労働大臣（当時）、齊藤国土交通大臣（当時）がご出席。

主な広報実施事項

- ・全国主要駅にポスターを掲載
- ・電車内ビジョンで広告を放映
- ・全国でテレビCMを放映



働き方改革 P R 動画「はたらきかたススメ ver. 2 (トラック編) 」

- トラックドライバーの働き方改革の実現のため、厚生労働省では、国土交通省と連携して働き方改革 P R 動画を通じて、荷主に向けて荷待ち時間削減、荷役作業効率化に向けた協力を呼びかけている。



2代目イメージキャラクター
労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」



←荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化に向けた取組を解説



動画のポイント（知りたいこと）

- トラックドライバーにとって、荷物の積み下ろしの際の待機時間が負担となっており、荷主の立場から何も対策をしなければ、2030年度には約34%の輸送能力が不足する可能性があると言われていること。
- 荷主の方には、荷待ち時間の削減のため、適切な貨物の受取・引渡し日時の指定、予約システムの導入などの取組をお願いしたいこと。
- また、荷物の積みおろし作業の効率化のためにも、パレットの導入などの工夫を進めていただきたいこと。
- さらに、トラックドライバーの待遇改善に向けて、「標準的運賃」を参考に運賃や荷待ち・荷役作業等の料金などの見直しもご検討いただきたいこと。
- また、一般国民の立場においても、なるべく再配達にならないような配慮をお願いしたいこと。

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトのリニューアルと周知

- 荷主、トラック事業者によりわかりやすく情報発信を行うため、自動車運転者の長時間労働の改善に向けたポータルサイトに新たなコンテンツ「物流情報局」を設けた。（「物流情報局」は、改正物流法の施行に向けて、年度内に更なるリニューアルを行う予定。）
- 労働基準監督署による荷主要請などあらゆる機会を活用して、以下のリーフレットにより周知している。



荷主の皆さん、トラック運送事業者の皆さんへ

**自動車運転者の長時間労働改善に向けた
ポータルサイトをリニューアルしました！**

「物流情報局」OPEN

2024年4月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が成立するなど、トラックドライバーの荷待ち・荷役時間の削減に向けた対策が本格化しています。

こうした状況を踏まえ、「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」内に「物流情報局」を開設しました。

△荷主の方 △事業者の方

物流情報局では、荷主の方、トラック運送事業者の方が協力して荷待ち・荷役時間の削減に取り組めるよう、最新の情報を発信していきます！！

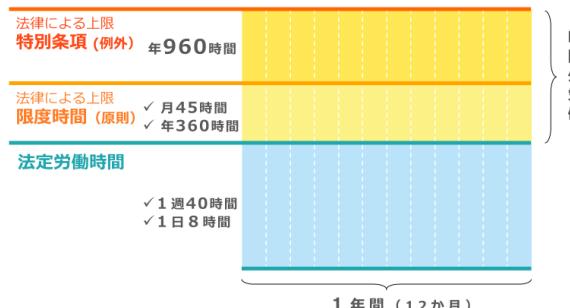
物流情報局では、このような情報を発信しています。



- 荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応
 - ・物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
 - ・標準的運賃
 - ・トラックGメンなど
- 今後施行される法令のポイント
 - ・改正物流法、関係省令など
- トラック運送事業者の皆さん向けのご相談先
 - ・働き方改革推進支援センターなど

今後も最新情報に更新していきます！ぜひご覧ください！

自動車運転者の時間外労働の上限規制（2024年4月適用開始）



改正された改善基準告示の主な内容（2024年4月適用開始）

トラック運転者について

	2024年3月31日まで	2024年4月1日以降
1年の拘束時間	3,516時間以内	原則：3,300時間以内 例外（※1）：3,400時間以内
1か月の拘束時間	293時間以内 労使協定により、年6か月まで320時間まで延長可	原則：284時間以内 例外（※1）：310時間以内（年6か月まで）
1日の休息期間	継続8時間以上	原則： 継続11時間与えるよう努めることを基本とし、 9時間を下回らない 例外： 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、継続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える

※1 労使協定により延長可（①②を満たす必要あり）

① 284時間超は連続3か月まで

② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。

※2 1週間ににおける運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息時間が住所地以外の場所におけるものである場合

改善基準告示について、詳しくはこちらをご覧ください。▶



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトはこれら

トラックポータルサイト



「改善基準告示」の解説動画も公開中!!

改善基準告示についても、解説テキストと解説動画を掲載して周知している。

※バス・ハイヤー・タクシー運転者の改善基準告示についても、同様のテキスト・動画を作成している。

トラック運転者

令和6年4月 改正改善基準告示版

労働時間等の改善のための基準
学習テキスト

解説動画

この学習テキストの動画は、令和5年度に作成していますが、
「令和6年4月から適用される見直し後の改善基準告示」を前提として作成をしています。

トラック運転者

令和6年4月 改正改善基準告示版



労働時間等の改善のための基準
学習テキスト



令和7年度当初予算案 1.9億円（1.7億円）※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

- 自動車運転者は、①他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にある ②業務における過重な負荷による脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっている。 ⇒ 労働条件及び安全衛生の確保・改善が喫緊の課題。
- 長時間労働の背景には、トラック運送業における荷主都合による手待ち時間の発生など、取引上の慣行から労働時間の短縮が進まない等の問題あり。 ⇒ 荷主等の取引先との取引条件改善などの環境整備を強力に推進する必要がある。
- 自動車運転の業務や建設の事業には令和6年度から上限規制の適用が開始されており、令和7年度以降も取引環境の改善等のための関係法令が順次施行される。
⇒ 引き続き上限規制や改善基準告示について周知を行うとともに、荷主や発注者に対して、取引環境の改善を通じた長時間労働の削減に取り組むようこれまで以上に促していくことが必要。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

(1) 荷主等に対する自動車運転者等の長時間労働削減のための情報発信

- 取引環境改善に向けた企業・国民向け周知広報特設サイトの継続運用
- 自動車ポータルサイトの継続運用
- 建設労働者の労働環境改善に向けた特設サイトの開設・運用【新規】

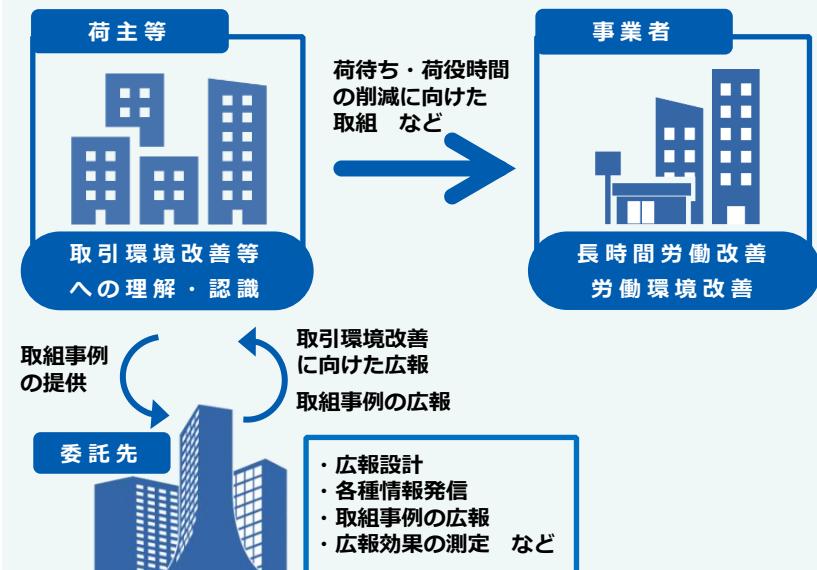
(2) 荷主等による自動車運転者等の長時間労働削減に資する取組の促進

- 時間外労働の上限規制・改善基準告示の周知広報
- 荷主等による取組事例の周知広報【新規】

実施主体等

- 実施主体：委託事業（民間団体等）
- 事業実績（令和5年度）：
 - 取引環境の改善に向けた企業・国民向け特設サイトアクセス件数 137万1,810件
 - 自動車ポータルサイトアクセス件数 64万7,448件

(2) について



令和7年度当初予算案 **92億円（71億円）** ※()内は前年度当初予算額

○実施主体：都道府県労働局 ○令和5年度支給件数 4,095件 支給額 50億円

労働保険特別会計		一般会計
労災	雇用	徴収
○		

1 事業の目的

- 生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。
- 建設業、自動車運転者、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

2 事業の概要・スキーム

コース名	成果目標	助成上限額※1、※2（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））
業種別課題対応コース (長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成)	建設事業 自動車運転の業務 医業に従事する医師 砂糖製造業 (鹿児島県・沖縄県に限る) その他長時間労働が認められる業種 <ul style="list-style-type: none"> ① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ④ 新規に勤務間インターバル制度を導入 ※自動車運転の業務は10時間以上 その他は9時間以上 ⑤ 所定休日の増加 ⑥ 医師の働き方改革の推進 ⑦ 勤務割表の整備 	①～⑤の何れかを1つ以上 ①： 250万円 （月80H超→月60H以下）等、②・③：各 25万円 、 ④： 150万円 （11H以上）等、⑤： 100万円 （4週4休→4週8休）等 ①～④の何れかを1つ以上 ①： 250万円 （月80H超→月60H以下）等、②・③：各 25万円 、 ④： 170万円 （11H以上）等 ①～④又は⑥の何れかを1つ以上 ①： 250万円 （月80H超→月60H以下）等、②・③：各 25万円 、 ④： 170万円 （11H以上）等、⑥： 50万円 ①～④又は⑦の何れかを1つ以上 ①： 250万円 （月80H超→月60H以下）等、②・③：各 25万円 、 ④： 150万円 （11H以上）等、⑦： 350万円 ①～④の何れかを1つ以上 ①： 250万円 （月80H超→月60H以下）等、②・③：各 25万円 、 ④： 150万円 （11H以上）等
労働時間短縮・年休促進支援コース (労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成)	<ul style="list-style-type: none"> ① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 	①～③の何れかを1つ以上 ①： 150万円 （月80H超→月60H以下）等、②・③：各 25万円
勤務間インターバル導入コース (勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成)	新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること	勤務間インターバルの時間数に応じて、以下の助成上限額となる ・9～11H： 100万円 ・11H以上： 120万円
団体推進コース (傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成)	事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	上限額： 500万円 （複数地域で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上）等の場合は 1,000万円 ）

- 助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新（※月60時間を超える時間外労働が恒常的に認められる企業に対しては、乗用自動車及びPCに係る助成対象の要件を一部緩和）、⑥人材確保に向けた取組
(団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置 等)

※1 貸上げ加算制度あり（団体推進コースを除く）：賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成上限額を更に6万円～最大60万円加算（5%以上（24万円～最大240万円加算）**7%以上（36万円～360万円加算）**）。なお、常時使用する労働者数が30人以下の場合は加算額は2倍。

※2 成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。

令和7年度当初予算案 30億円 (31億円) ※()内は前年度当初予算額。

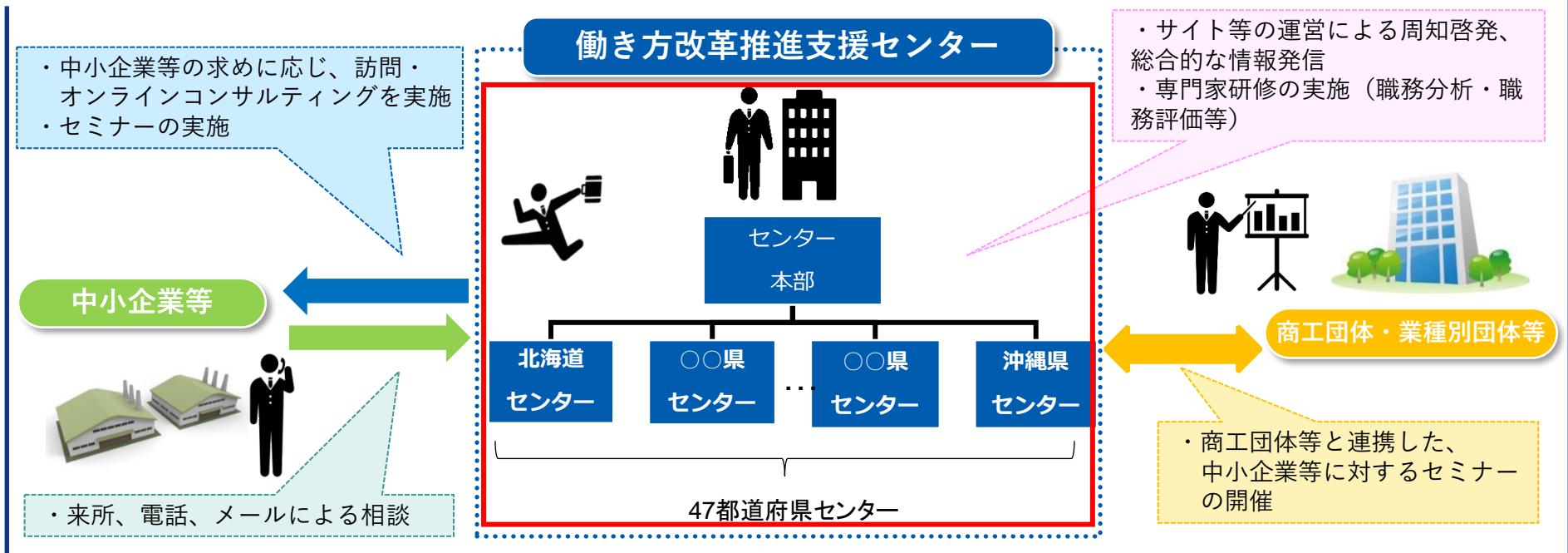
労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
1/2	1/2		

1 事業の目的

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し着実に実施することが必要であるため、本部及び47都道府県支部（都道府県センター）から成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、

- 労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施
- 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 働き方改革全般に係る周知啓発及び総合的な情報発信などの支援を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



実施主体：国から民間業者へ委託

事業実績(令和5年度): 窓口等における個別相談件数 約40,000件、コンサルティングによる相談件数 約37,000件

来年度の時間外労働の上限規制等の周知

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

来年度の時間外労働の上限規制などの周知

運送事業者を対象とした説明会を開催。来年度も引き続き、あらゆる機会に法令等を周知していく。

○ 各労働基準監督署の担当官から、

- ・自動車運転者の時間外労働の上限規制
- ・改正改善基準告示
- ・労働基準監督署による荷主への要請
- ・働き方改革推進支援助成金

などの内容を説明。

(参考) 令和6年度に山形労働局HPに掲載した内容

自動車運転者に対する時間外労働の上限規制と改正改善基準告示に関する説明会（トラック事業者向け）を開催します！

令和6年4月1日から、自動車運転者に対する時間外労働の上限規制と改正改善基準告示が適用されるに当たり、山形労働局では、トラック事業者の方々を対象とした本説明会を以下の日程で開催いたします。

○ 来年度からは山形運輸支局と合同で説明会を開催し、

山形運輸支局から

- ・改正物流法
- ・トラック・物流Gメン
- ・標準的運賃

などの内容を併せて説明予定。

開催月	開催日	会場名称	部屋名	所在地
9月	6日（金）	米沢市すこやかセンター	第3会議室	米沢市西大通1丁目5-60
	10日（火）	わくわく新庄（新庄市生涯学習センター）	研修室	新庄市下金沢町15番11号
10月	8日（火）	村山市民会館	大会議室	村山市楯岡笛田2丁目6番1号
	9日（水）	鶴岡市勤労者会館	大会議室	鶴岡市泉町8番57号
	10日（木）	山形ビッグウイング	研修室	山形市平久保100
11月	11日（月）	山形ビッグウイング	研修室	山形市平久保100

※開催時間は、いずれも14：00～16：00となっております。